

令和元年第12回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和元年12月25日(水)午後1時30分から4時

2. 開催場所 安芸市役所 二階 会議室

3. 出席農業委員(12人)

会長	1番	内川 昭二
会長職務代理者	2番	野町 亜理
会長職務代理者	3番	大久保暢夫
	5番	西岡 大作
	6番	栗山 浩和
	7番	福本 隆憲
	8番	渡辺 禎宏
	9番	山内 芳幸
	10番	有澤 節子
	11番	西岡 秀輝
	12番	樋口 なぎさ
	13番	小松 茂雄

4. 欠席農業委員(2人)

4番	千光士伊勢男
14番	竹内 忠吉

5. 出席農地利用最適化推進委員(5人)

伊尾木	黒岩	榮之
土居	森澤	和義
井ノ口	小松	昌平
畑山	小松	光正
穴内	長野	榮徳

6. 議事日程

報告第1号	農地法第3条の3第1項届出について
報告第2号	農地法第3条許可使用貸借期間変更届出について
議案第3号	農地法第3条許可申請について
議案第4号	農地法第4条第1項許可申請について
議案第5号	農地法第5条第1項許可申請について
報告第6号	使用貸借終了返還通知について
議案第7号	農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について
報告第8号	農用地利用配分計画について

議案第9号 非農地証明願について

その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 大坪 浩久
事務局次長兼振興係長 長野 顕文
事務局農地係長 岡田 元一

8. 会議の概要

議長 これより本日の会議を開きます。議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の出席状況を報告いたします。委員定数14人、出席者数12人です。欠席委員は、4番千光士伊勢男委員、14番竹内忠吉西岡大作委員で、所用のため欠席との連絡がございました。

また、6番栗山浩和委員、13番小松茂雄委員から遅参の届けがっております。

次に事務の概要報告をいたします。

12月5日から6日にかけて、静岡県で全国農業担い手サミットが開催され、内川会長、大久保会長職務代理、長野次長が出席しております。

12月18日に、安芸市担い手支援協議会幹事会が開催され、長野次長が出席しております。

12月19日に、高知市で高知県農業会議常設審議委員会が開催され、岡田係長が出席しております。

なお、本日の定例会において審議する議案について、追加の議案がございます。その内容につきましては、後刻、担当から詳しく説明がありますので、併せて審議をお願いします。

また、本日の定例会の議事終了後、高知県農業会議の田中さんにお出でいただきまして、農業者年金についての研修会を行いますので、引き続き参加をお願いします。

以上で、事務の概要報告を終わります。

議長 本定例会の日程は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしと認めます。よって本定例会の日程は本日1日と決定いたします。

会議規則第21条第2項の規定により、議事録署名委員に渡辺禎宏委員及び山内芳幸委員を指名いたします。

それでは、報告第1号、農地法第3条の3第1項届出について、事務局が説明をいたします。

事務局（長野） 議案書 1 ページになります。

報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項届出についてですが、今回は 5 件届出が出ています。相続等で農地の権利を取得した者は、農地が所在する市町村の農業委員会に届け出しなければならなくなっているものです。

届出番号 1 番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり川北甲の 2 筆で、面積は全部で 158㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号 2 番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり畑山甲の 7 筆で、面積は全部で 1,579㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号 3 番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は記載のとおり東浜、西浜及び黒鳥の 25 筆で、面積は全部で 9,194.91㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号 4 番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は記載のとおり僧津の 2 筆で、面積は全部で 399㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号 5 番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は記載のとおり下山の 4 筆で、面積は全部で 1,851㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号 6 番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は記載のとおり黒鳥の 1 筆で、面積は 6.61㎡です。時効取得により所有権が移転となったものです。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第 1 号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

（発言等なし）

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解していただきたいと思います。

続きまして、報告第 2 号、農地法第 3 条許可使用貸借期間変更届出について、事務局が説明いたします。

事務局（長野） 議案第 2 号農地法第 3 条許可使用貸借期間変更届出について説明いたします。

議案書は 6 ページです。今回は 3 件、提出されています。

届出番号 1 番です。貸人、借人は議案書に記載のとおり、申請地も記載のとおりで川北甲の 6 筆です。地目は田で、面積は全部で 5,653㎡となっております。

当初は平成19年11月25日から平成31年11月24日まで12年間の使用貸借権の設定がされておりましたが、平成19年11月25日から令和11年11月25日まで22年間の使用貸借期間に変更する契約書の写が提出されたものです。なお、他の条件に変更はありません。

届出番号2番です。貸人、借人は議案書に記載のとおり、申請地も記載のとおりで下山の8筆です。地目は田と畑で、面積は全部で2,611.5㎡となっております。

当初は平成12年1月25日から平成32年1月24日まで20年間の使用貸借権の設定がされておりましたが、平成12年1月25日から令和元年12月30日までの使用貸借期間に短縮する契約書の写が提出されたものです。なお、他の条件に変更はありません。

届出番号3番です。貸人、借人は議案書に記載のとおり、申請地も記載のとおりで下山の2筆です。地目は田で、面積は全部で350㎡となっております。

当初は平成13年1月25日から平成33年1月30日まで20年間の使用貸借権の設定がされておりましたが、平成13年1月25日から令和元年12月30日までの使用貸借期間に短縮する契約書の写が提出されたものです。なお、他の条件に変更はありません。

以上でございます。

議長 　　ただいまの報告第2号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

（発言等なし）

議長 　　質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解していただきたいと思えます。

　　続きまして、議案第3号、農地法第3条許可申請についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（長野） 　　議案第3号農地法第3条許可申請について説明いたします。

　　議案書は8ページです。今回は5件申請が提出されています。

　　申請番号1番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり下山の22筆で、地目は田と畑で、面積は全部で5,941.5㎡です。

　　10年間の使用貸借契約をする条件で親子間で更新する申請で、ナス、水稻、野菜を引き続き栽培する予定となっております。所在地につきましても、12ページに地図がございます。

　　下山不動集落に隣接する農地とその北の不動池の近くにある山の上の農地です。

　　現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

　　農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

　　以上の調査書に記載してあるとおり、本申請については、農地法第

3条第2項各号の要件に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、現地につきましては12月10日に内川昭二会長と黒岩榮之委員に確認していただきました。

次に申請番号2番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり川北甲の4筆で、地目は田と畑で、面積は全部で6,137㎡です。

10年間の使用貸借契約をする条件で親子間で更新する申請で、水稻、野菜を引き続き栽培する予定となっております。所在地につきましては、13ページ左に地図がございます。

川北中村集落の周辺及び八坂神社の西の方に位置する農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

以上の調査書に記載してあるとおり、本申請については、農地法第3条第2項各号の要件に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、現地につきましては12月12日に西岡秀輝委員と樋口なぎさ委員と中平秀一委員に確認していただきました。

次に申請番号3番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり土居の8筆で、地目は田で、面積は11,547㎡です。

10年間の使用貸借契約をする条件で親子間で更新する申請で、ピーマン、水稻、野菜を引き続き栽培する予定となっております。所在地につきましては、13ページ右に地図がございます。

土居長屋集落の東に位置する農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

以上の調査書に記載してあるとおり、本申請については、農地法第3条第2項各号の要件に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、現地につきましては12月11日に福本隆憲委員と森澤和義委員に確認していただきました。

次に申請番号4番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり土居及び川北乙の13筆で、地目は田と畑で、面積は全部で14,482㎡です。

10年間の使用貸借契約をする条件で親子間で更新する申請で、ナス、水稻、野菜を引き続き栽培する予定となっております。所在地につきましては、14ページに地図がございます。

高知県農協のあき北支所の東に位置する農地と江川内原野の老人ホームつつじの丘の南に位置する農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

以上の調査書に記載してあるとおり、本申請については、農地法第3条第2項各号の要件に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、現地につきましては12月11日に福本隆憲委員と森澤和義委員に確認していただきました。

次に申請番号5番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり西浜及び黒鳥の7筆で、地目は田と畑で、面積は全部で4,689㎡です。

10年間の使用貸借契約をする条件で親子間で更新する申請で、ナス、水稻、野菜を引き続き栽培する予定となっております。所在地につきましては、15ページに地図がございます。

黒鳥植野集落の西及び東にそれぞれ位置する農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

以上の調査書に記載してあるとおり、本申請については、農地法第3条第2項各号の要件に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、現地につきましては12月17日に渡辺禎宏委員と大久保暢夫委員と小松昌平委員に確認していただきました。

以上で説明を終わります。

議長

現地確認委員の報告を申請番号1番は私がします。申請番号2番は西岡秀輝委員、申請番号3番と4番は福本隆憲委員、申請番号5番は渡辺禎宏委員、お願いします。

1番内川委員 12月10日に岡田君と黒岩委員と確認してきました。説明どおり

間違いありません。

1 1 番西岡委員 1 2 月 1 2 日に長野さんと樋口委員と中平委員と確認してきました。
説明どおり間違いありません。

7 番福本委員 1 2 月 1 1 日に長野君と森澤委員と確認してきました。説明どおり
間違いありません。

8 番渡辺委員 1 2 月 1 7 日に岡田君と大久保委員と小松昌平委員と確認してきま
した。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。
(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第 3 号、農地法第 3 条許可申
請については原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願い
します。
(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって議案第 3 号、農地法第 3 条許可申請に
ついては、原案どおり認め、許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第 4 号、農地法第 4 条第 1 項許可申請についてを
議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局 (岡田) 議案第 4 号の 4 条申請について説明いたします。今回は 4 件申請が
提出されております。

議案書は 1 6 ページをご覧ください。

申請番号 1 番から説明させていただきます。申請人、申請地は議案
書に記載のとおりで、地目は田、面積は 257㎡となっています。転用の
目的ですが、集会所の建築となっています。

場所は議案書の 1 7 ページに地図を掲載しています。農協の東支所
から北東に位置する農地です。併せて現地の写真もお配りしますので
ので、ご確認ください。なお、現地確認は令和元年 1 2 月 1 2 日に
西岡秀輝委員、樋口なぎさ委員、中平秀一委員にいただきました。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙の A 3 サイズの農地法
第 4 条調査書でご説明いたします。

1 の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第 1 種農地である
と判断しています。理由は、10ha 以上の集団農地に含まれる農地であ
るためです。

続きまして 2 の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてご説明いたします。申請理由については、
地域に集会所がなく、以前から集会所建築が望まれていたところ、申
請者が土地を提供して建築をすることになったものです。他に適した
用地が無いことから当該申請地を申請することがやむを得ないと認め
られます。

資力や信用につきましては、融資書類、預貯金通帳の写しを確認し、
問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、集会所建築用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側及び西側は宅地、南側は農地であります。隣地同意書が提出されています。北側は県道を挟んで宅地及び申請者所有の農地であります。また、雨水は地中浸透により処理し、トイレは汲み取り式とする計画であります。川北土地改良区からは転用事業について同意する旨の意見書が提出されています。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断いたします。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

申請番号2番を説明させていただきます。申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、地目は畑、2筆で面積は44㎡となっています。転用の目的ですが、墓地の建立となっています。

場所は議案書の18ページに地図を掲載しています。下山小学校の東の方の山手にある農地です。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。なお、現地確認は令和元年12月10日に内川昭二会長、黒岩榮之委員にさせていただきました。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第4条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第2種、その他の農地であると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種（オに規定するものに限る）、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてご説明いたします。申請理由については、現在の墓地が参拝するための道中に危険な箇所があり不便であることから当該申請地に新たに墓地を建設したいというものです。他に適した用地が無いことから当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、預貯金通帳の写しを確認し、問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行われると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、墓地建立用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の周囲は農地であります。隣地同意書が提出されています。雨水は地中浸透により処理する計画で、他に排水を生じる施設の設置はありません。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断いたします。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

申請番号3番を説明させていただきます。申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、地目は田、面積は32.7㎡となっています。転用の目的ですが、墓地の建立となっています。

場所は議案書の19ページに地図を掲載しています。穴内の新城橋の北東に位置する農地です。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。なお、現地確認は令和元年12月17日に山内芳幸委員、長野榮徳委員にさせていただきました。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第4条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第2種、その他の農地であると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種（オに規定するものに限る）、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてご説明いたします。申請理由については、現在の墓地が高規格道路の延伸に伴い立ち退きとなることから、その移転先として選んだもので、参拝や管理に支障がないことから当該申請地を選定したというものです。他に適した用地が無いことから当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、預貯金通帳の写しを確認し、問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行われると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、墓地建立用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側は宅地、西側及び南側は農地だが隣地同意書が提出されています。北側は墓地であります。雨水は地中浸透により処理する計画で、他に排水を生じる施設の設置はありません。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断いたします。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

申請番号4番を説明させていただきます。申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、地目は田、面積は33㎡となっています。転用の目的ですが、墓地の建立となっています。

場所は議案書の19ページに地図を掲載しています。穴内の新城橋の北東に位置する農地です。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。なお、現地確認は令和元年12月17日に山内芳幸委員、長野榮徳委員にさせていただきました。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第4条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第2種、その他の農地であると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種（オに規定するものに限る）、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてご説明いたします。申請理由については、現在の墓地が高規格道路の延伸にともない立ち退きとなることから、その移転先として選んだもので、参拝や管理に支障がないことから当該申請地を選定したというものです。他に適した用地が無いことから当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、預貯金通帳の写しを確認し、問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、墓地建立用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の周囲は農地であるが隣地同意書が提出されています。雨水は地中浸透により処理する計画で、他に排水を生じる施設の設置はありません。これらことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断いたします。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

以上でございます。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号2番は私が行います。申請番号1番は西岡秀輝委員、樋口なぎさ委員、申請番号3番と4番は山内芳幸委員、お願いします。

1 1番内川委員 12月10日に岡田君と黒岩委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

1 1番西岡委員 12月12日に長野さんと樋口委員と中平委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

1 2番樋口委員 12月12日に長野さんと西岡委員と中平委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

9番山内委員 12月17日に岡田君と長野委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。
(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第4号、農地法第4条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第4号、農地法第4条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに決定いたしました。
続きまして、議案第5号、農地法第5条第1項許可申請についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(岡田) 議案第5号の5条申請について説明いたします。今回は4件申請が提出されております。

議案書は20ページをご覧ください。

申請番号1番のご説明をさせていただきます。譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、畑山で、地目は畑、面積は56㎡で、

転用目的は駐車場の整備です。

場所は21ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。場所は畑山温泉憩い家の東にある加工場に隣接している農地です。現地確認は令和元年12月12日に小松茂雄委員、小松光正委員にさせていただきました。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第2種、その他の農地であると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種（オに規定するものに限る）、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、隣接地で譲受人が経営する会社の事務所兼作業場の駐車場として整備したいというもので、他に適した用地が無いことから当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、既に転用が完了しており費用が発生しないので適当と判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、既に転用が完了していますので、適当と判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、駐車場整備用地として妥当であると判断いたしました。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側は学校跡地であり西側及び南側は宅地及び譲渡人所有の農地であります。北側は農地であります。隣地同意書が提出されています。また、雨水は地中浸透により処理する計画であります。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

続きまして、申請番号2番のご説明をさせていただきます。譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、花園町で、地目は田、面積は181㎡で、転用目的は駐車場の整備及び物置の設置です。

場所は22ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。場所は安芸市体育館の北西にある

農地です。現地確認は令和元年12月17日に大久保暢夫委員、渡辺禎宏委員、小松昌平委員にさせていただきました。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第3種農地であると判断しています。理由は街区の面積に占める宅地の割合が40%を超えている区域内的の農地であるためです。(約76%)

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、譲受人の自己住宅用地を拡張するための申請であります。県外に暮らす家族と一緒に住むことになり家財等の保管場所や駐車スペースとして東側隣地であります当該申請地を整備地として選定したというものです。他に適した用地が無いことから当該地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては預金通帳の写しを確認し、資金面で問題はないと判断しました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用が確実に行われると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、駐車場整備及び物置設置用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側は農地であります隣地同意書が提出されています。西側及び南側、北側は宅地であります。雨水は地中浸透により処理する計画で、他に排水を生じる施設の設置はありません。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

続きまして、申請番号3番のご説明をさせていただきます。譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、川北乙で、地目は畑、面積は499㎡で、転用目的は自己住宅の建築です。

場所は23ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。場所は江川横山集落の清水寺の南東にある農地です。現地確認は令和元年12月12日に西岡秀輝委員、樋口なぎさ委員、中平秀一委員にさせていただきました。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第3種農地であると判断しています。理由は街区の面積に占める宅地の割合が40%を超えている区域内的の農地であるためです。（約76%）

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、現在は借家で生活していますが手狭になってきたため自己住宅を建築しようと考え、父親の持っていた農地を候補地としたというものです。南海トラフ地震の津波の影響が少ないと考えられることも選定理由であります。他に適した用地が無いことから当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては融資資料を確認し、資金面で問題はないと判断しました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用が確実に行われると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、自己住宅建築用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側は宅地及び農地ですが隣地同意書が提出されています。西側は市道を挟んで宅地及び農地ですが隣地同意書が提出されています。南側は貸人所有の農地及び隣地同意書が提出されている農地、北側は宅地及び隣地同意書が提出されている農地であります。雨水及び浄化槽で浄化した生活雑排水は西側市道側溝に排水する計画であります。また、川北江川土地改良区からは転用事業について同意する旨の意見書が提出されています。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

続きまして、申請番号4番のご説明をさせていただきます。申譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、川北乙で、地目は畑、面積は499㎡で、転用目的は自己住宅の建築です。

場所は24ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお

配りしますので、ご確認ください。場所は江川内原野団地の北にある農地です。現地確認は令和元年12月12日に西岡秀輝委員、樋口なぎさ委員、中平秀一委員にさせていただきました。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分はその他の農地（第2種農地）であると判断しています。理由は甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、現在は借家で生活していますが手狭になってきたため自己住宅を建築しようと考えて、祖母の持っていた農地を候補地としました。貸人が高齢により当該農地の管理が難しくなっていたことに加え、南海トラフ地震の津波の影響が少ないと考えられることも選定理由であります。他に適した用地が無いことから当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては預貯金通帳の写し及び融資証明書を確認し、資金面で問題はないと判断しました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用が確実にされると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、自己住宅の建築用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側及び西側、北側は貸人所有の農地であり隣地同意書も提出されています。南側は宅地であります。雨水及び浄化槽で浄化した生活雑排水は南側水路に排水する計画であります。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

以上でございます。

議長

現地確認委員の報告を、申請番号1番は小松茂雄委員、申請番号2番は大久保暢夫委員、渡辺禎宏委員、申請番号3番と4番は西岡秀輝委員、樋口なぎさ委員、お願いします。

13番小松委員 12月12日に岡田君と小松光正委員と確認してきました。説明ど

おり間違いありません。

3 番大久保委員 1 2 月 1 7 日に岡田君と渡辺委員と小松昌平委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

8 番渡辺委員 1 2 月 1 7 日に岡田君と大久保委員と小松昌平委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

1 1 番西岡委員 1 2 月 1 2 日に長野さんと樋口委員と中平委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

1 2 番樋口委員 1 2 月 1 2 日に長野さんと西岡委員と中平委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。
(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第 5 号、農地法第 5 条第 1 項許可申請については原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第 5 号、農地法第 5 条第 1 項許可申請については原案どおり認め、進達することに決定いたしました。続きまして、報告第 6 号、使用貸借終了農地返還通知について、事務局が説明いたします。

事務局（長野） 報告第 6 号、使用貸借終了農地返還通知について説明いたします。議案書は 2 5 ページです。今回は 1 件出ております。

貸人、借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで僧津の 3 筆です。地目は田で、面積は全部で 3,298㎡となっております。

当初は平成 2 4 年 6 月 1 日から令和 1 4 年 5 月 3 1 日まで 2 0 年間の利用権の設定がされておりましたが、別の農家が耕作とのことで双方合意による終了返還の通知が提出されたものです。以上でございます。

議長 ただいまの報告第 6 号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解していただきたいと思います。

続きまして、議案第 7 号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定、申請番号 1 番についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

本申請については、〇〇〇〇委員が当事者でありますので、農業委員会等に関する法律第 3 1 条第 1 項の規定により一時退席願います

(〇〇〇〇委員退席)

事務局（長野） 議案第 7 号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定、申請番号 1 番について説明いたします。議案書は 2 6 ページになります。

貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり僧津の農地3筆で、地目は田で、面積は全部で1,320㎡です。水稻を栽培する予定をしており、5年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり2等米1俵代の条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、30ページの左に地図がございます。土居西木戸集落に隣接する僧津集落の東に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画調査書に記載してあるとおり、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長 それでは、審議をお願いします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 別になければ、採決いたします。議案第7号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定、申請番号1番については、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第7号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定、申請番号1番については原案どおり決定いたしました。

議案第7号、申請番号1番の審議が終了しましたので、〇〇〇〇委員を呼んできてください

(〇〇〇〇委員着席)

続きまして、議案第7号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定、申請番号2番から15番についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(長野) 議案第7号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定、申請番号2番から15番について説明いたします。議案書は26ページになります。

まず、申請番号2番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり僧津の農地3筆で、地目は田で、面積は全部で3,298㎡です。ナスを作付する予定をしており、20年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり2等米6俵代の条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、30ページの右に地図がございます。市営福井ヶ内団地の南西に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号3番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり僧津の農地1筆で、地目は田で、面積は2,400㎡です。ナスを作付する予定をしており、15年間の賃貸借契約をし、賃借料は、10a当たり2等米6俵代の条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、30ページの右に地図がございます。市営福井ヶ内団地の西に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号4番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり川北乙の農地1筆で、地目は田で、面積は991㎡です。ナスを栽培しており、10年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり2等米4俵代の条件で更新する計画です。

所在地につきましては、31ページに地図がございます。江川折坂集落の西に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号5番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり川北乙及び土居の農地8筆で、地目は田で、面積は全部で8,174㎡です。水稻を栽培しており、5年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり2等米0.5俵代の条件で更新する計画です。

所在地につきましては、31ページと32ページの左に地図がございます。江川折坂集落の西に位置する農地及び土居の野良時計の西に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号6番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり土居の農地1筆で、地目は田で、面積は1,018㎡です。

水稻を栽培しており、3年間の賃貸借契約をし、賃借料は、10a当たり2等米1俵代の条件で更新する計画です。

次に、申請番号7番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり土居の農地2筆で、地目は田で、面積は全部で1,563㎡です。

水稻を栽培しており、5年間の賃貸借契約をし、賃借料は、10a当たり2等米1俵代の条件で更新する計画です。

申請番号6番及び7番の所在地につきましては、32ページの左に地図がございます。土居の野良時計の西の方に位置する農地です。

申請番号6番と7番は借受人が同じなので農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、一緒に判断します。事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号8番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり土居の農地3筆で、地目は田で、面積は全部で3,949㎡です。ナスを栽培しており、5年間の使用貸借契約をし、賃借料は、無償の条件で更新する計画です。

所在地につきましては、32ページの右に地図がございます。高知県農協の安芸集出荷場の北に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号9番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり東浜の農地2筆で、地目は田で、面積は全部で2,393㎡です。葉タバコと水稻を栽培しており、10年間の貸借契約をし、賃借料は10a当たり2等米3俵代及び10a当たり2等米1俵代の条件で更新する計画です。

所在地につきましては、33ページの左に地図がございます。土居春日集落の西に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号10番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり東浜の農地5筆で、地目は田で、面積は全部で4,795㎡です。

水稻とオクラを栽培しており、5年間の貸借契約をし、賃借料は、全部で40,000円の条件で更新する計画です。

所在地につきましては、33ページの右に地図がございます。ごめんなはり線の安芸駅の北に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号11番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり東浜の農地4筆で、地目は田で、面積は全部で2,398㎡です。ナスを作付する予定をしており、15年間の貸借契約をし、賃借料は、10a当たり2等米6俵代の条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、33ページの右に地図がございます。ごめんなはり線の安芸駅の北東に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号12番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり宝永町の農地4筆で、地目は田で、面積は全部で584.26㎡です。ユズを作付する予定をしており、3年間の賃貸借契約をし、賃借料は、10a当たり米1俵の現物払の条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、34ページに地図がございます。市営住宅の宝永町団地の南に位置する農地です。

次に、申請番号13番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり東浜の農地1筆で、地目は田で、面積は317㎡です。水稻を作付する予定をしており、5年間の賃貸借契約をし、賃借料は、10a当たり米1俵の現物払の条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、34ページに地図がございます。マルナカ安芸店の北に位置する農地です。

申請番号12番と13番は借受人が同じなので農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、一緒に判断します。事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号14番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり川北甲の農地1筆で、地目は田で、面積は3,005㎡です。葉タバコと水稻を作付しており、5年間の賃貸借契約をし、賃借料は、10a当たり2等米3俵代及び10a当たり2等米1俵代の条件で更新する計画です。

所在地につきましては、35ページの左に地図がございます。川北西ノ岡集落と中村集落に挟まれたところに位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次の申請番号15番は、農地中間管理事業を活用した案件となります。

貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり川北甲の農地2筆で、地目は田で、面積は全部で1,686㎡です。作物は転借人が小夏を作付する予定をしており、10年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり50,000円の条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、35ページの右に地図がございます。高知県農協あき東支所の南東にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る

農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

以上、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画調査書に記載してあるとおり、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長 それでは、審議をお願いします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 別になければ、採決いたします。議案第7号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定、申請番号2番から15番については原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第7号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定、申請番号2番から15番については原案どおり決定いたしました。

続きまして報告第8号、農用地利用配分計画について、事務局が説明をいたします。

事務局(長野) 議案書36ページになります。

報告第8号、農用地利用配分計画について説明いたします。今回は1件提出されております。

貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり赤野甲の農地1筆、地目は田で、面積は1,735㎡です。ナスを栽培する予定をしており、約15年間の賃貸借契約をし、賃借料は80,000円の条件で設定する計画です。このたび、11月25日付けで、高知県知事から賃借人が決定したことの通知が届きましたので、報告するものです。以上でございます。

議長 ただいまの報告第8号について、質問、意見等がございましたらよろしく願いいたします。

(発言等なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、議案第9号、非農地証明願についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局(岡田) 議案第9号、非農地証明願について説明いたします。今回は3件申請が提出されております。議案書は37ページをご覧ください。

整理番号1番です。申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は畑、現況地目は宅地、面積は112㎡となっております。

所在地の地図は38ページの左に掲載しております。高知信用金庫安芸支店の南にある一円生花店の南にあります倉庫用地となっております。現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。現地につきましては令和元年12月17日に大久保暢夫委員、渡辺禎宏委員、

小松昌平委員に確認していただきました。

現地は建物敷地になっていて、平成元年建築の倉庫の敷地となり現在に至っています。固定資産税課税データで調べることができる最も古い平成14年の記録以降も宅地として評価されていることを確認しています。これらのことから、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

整理番号2番です。申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は田、現況地目は公衆用道路、面積は112㎡となっております。

所在地の地図は38ページの右に掲載しております。川北小学校の北の集落内にあります。現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。現地につきましては令和元年12月12日に西岡秀輝委員、樋口なぎさ委員、中平秀一委員に確認していただきました。

現地は集落の方が利用する公衆用道路になっていて、現在に至っています。固定資産税課税データで調べることができる最も古い平成14年の記録以降も公衆用道路として評価されていることを確認しています。これらのことから、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

整理番号3番です。申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は田、現況地目は公衆用道路、面積は75㎡となっております。

所在地の地図は39ページに掲載しております。川北小学校の北の集落内にあります。現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。現地につきましては令和元年12月17日に大久保暢夫委員、渡辺禎宏委員、小松昌平委員に確認していただきました。

現地は周辺の方が利用する公衆用道路になっていて、現在に至っています。固定資産税課税データで調べることができる最も古い平成14年の記録以降も公衆用道路として評価されていることを確認しています。これらのことから、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

以上で説明を終わります。

議長 現地確認委員の報告を申請番号1番と3番は大久保暢夫委員、渡辺禎宏委員、申請番号2番は西岡秀輝委員、樋口なぎさ委員、お願いします。

3番大久保委員 12月17日に岡田君と渡辺禎宏委員と小松昌平委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

8番渡辺委員 12月17日に岡田君と大久保暢夫委員と小松昌平委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

11番西岡委員 12月12日に長野さんと樋口なぎさ委員と中平秀一委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

12番樋口委員 12月12日に長野さんと西岡秀輝委員と中平秀一委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 別になければ、採決いたします。議案第9号、非農地証明願については、申請どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第9号、非農地証明願については、申請どおり認定することに決定いたしました。

続きまして、議案第10号、安芸(安芸市)農業振興地域整備計画における農用地利用計画変更(案)についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局(岡田) それでは議案第10号の説明をさせていただきます。追加議案として提出している議案書をご覧ください。こちらは農業振興地域整備計画における農用地利用計画の農用地区域の用途区分変更について安芸市長から意見を求められ、10月の定例会で審議していただき、問題なしと意見をいただきましたが、申請地番に誤りがあったことが判明しまして、今回再度、市長から諮問があったものです。

それでは説明をさせていただきます。

まず、議案書の最後に添付してありますカラー刷のA3の書類をご覧ください、青色で囲んだ場所が前回、農業用施設として用途区分の変更の申出された場所です。今回、赤色で囲んだ場所が正しいので変更します。所在地の変更以外については、全く10月の審査時と内容は一緒になっており、問題ないと思われれます。

以上でございます。

議長 それでは、審議をお願いします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 他になければ採決をいたします。議案第10号、安芸(安芸市)農業振興地域整備計画における農用地利用計画変更(案)、については、原案どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第10号、安芸(安芸市)農業振興地域整備計画における農用地利用計画変更(案)については原案どおり答申することに決定しました。

以上で、議案審議は終了いたしました。

それでは、その他の件について、事務局から説明いたします。

事務局(長野) 来月の定例会は1月27日の月曜日の午後3時より行いますので出席をお願いします。議案審議終了後に「全国農業担い手サミット」の研修内容の報告をします。また、その後、午後5時30分から魚里で

意見交換会を行いますので参加をお願いします。市長、議長、農林課各係長にも案内をします。全員参加で申込ますので、参加できない委員さんは事前に連絡をください。

先月の定例会でもお話しましたが、全国的に農業委員会の不祥事がおきています。今回、県農業会議より農業委員会の法令遵守の申し合わせについての決議を行うように通知がありましたので、来月の定例会でお配りしている内容で決議を行います。来年以降も毎年1月に決議を行っていきたいと思います。

高知県農業担い手サミットと農村女性リーダーのつどいの研修会の案内書もお配りしますので、参加希望者は申出をお願いします。

「人・農地プラン」について農林課より現状報告をしてもらいます。

(農林課が状況報告をする。アンケート回収及び地域の会への参加を委員に依頼する。)

議長

以上で本日の定例会日程はすべて終了しました。